

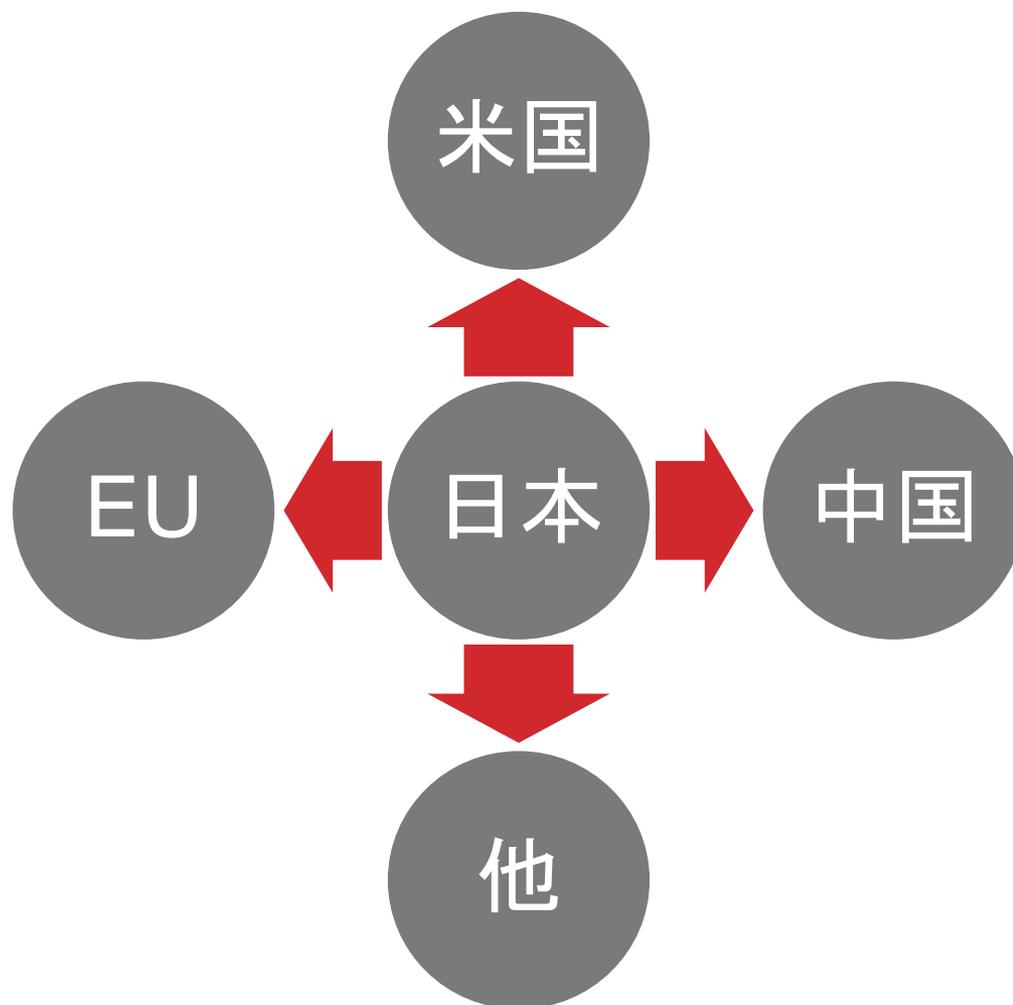
**PARI**—国民医療ナンバー制度のあり方を考える

# 再生医療・遺伝子研究実用化と プライバシー・個人データ保護

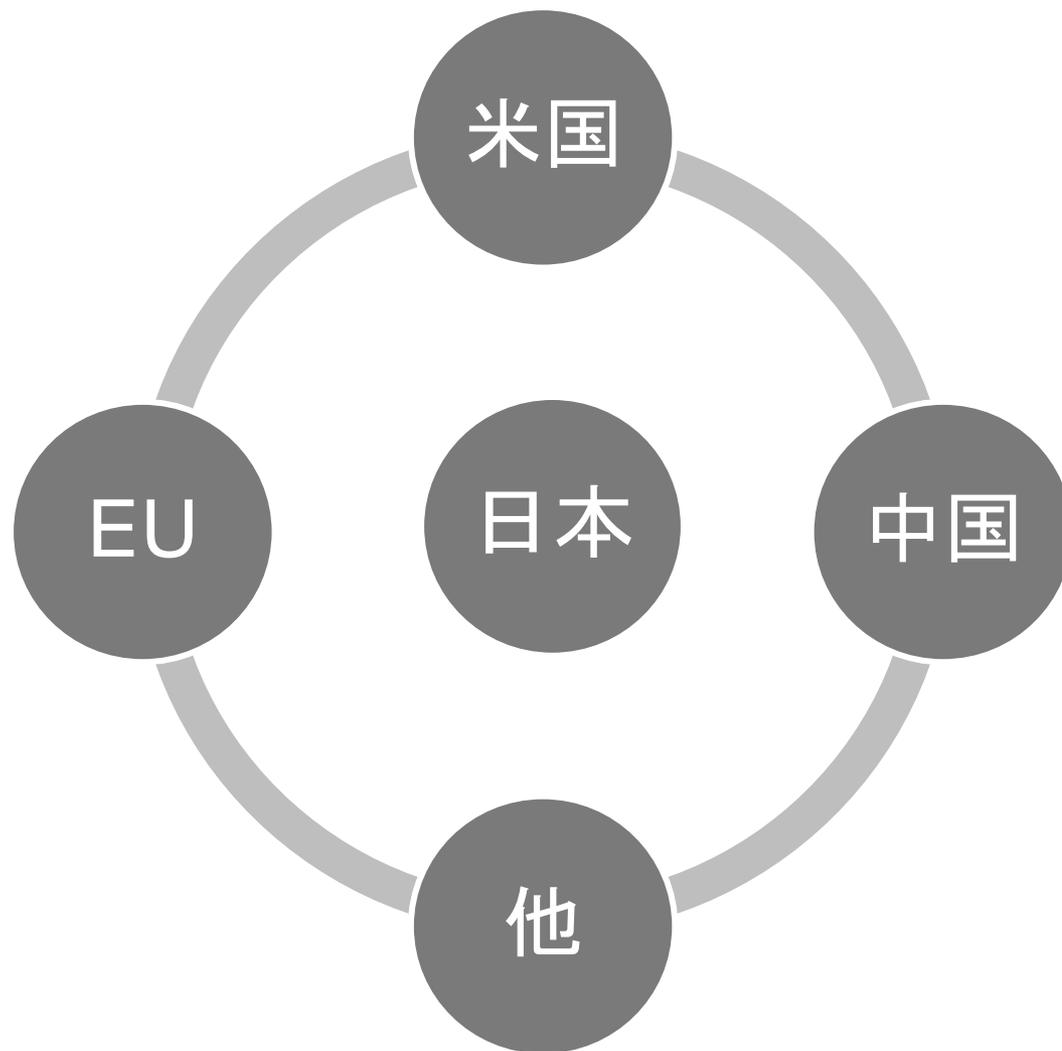
2013年2月14日

新潟大学大学院実務法学研究科 教授 鈴木 正朝

国際競争に負けると何が起こるか？  
→流出が加速する国内医療情報

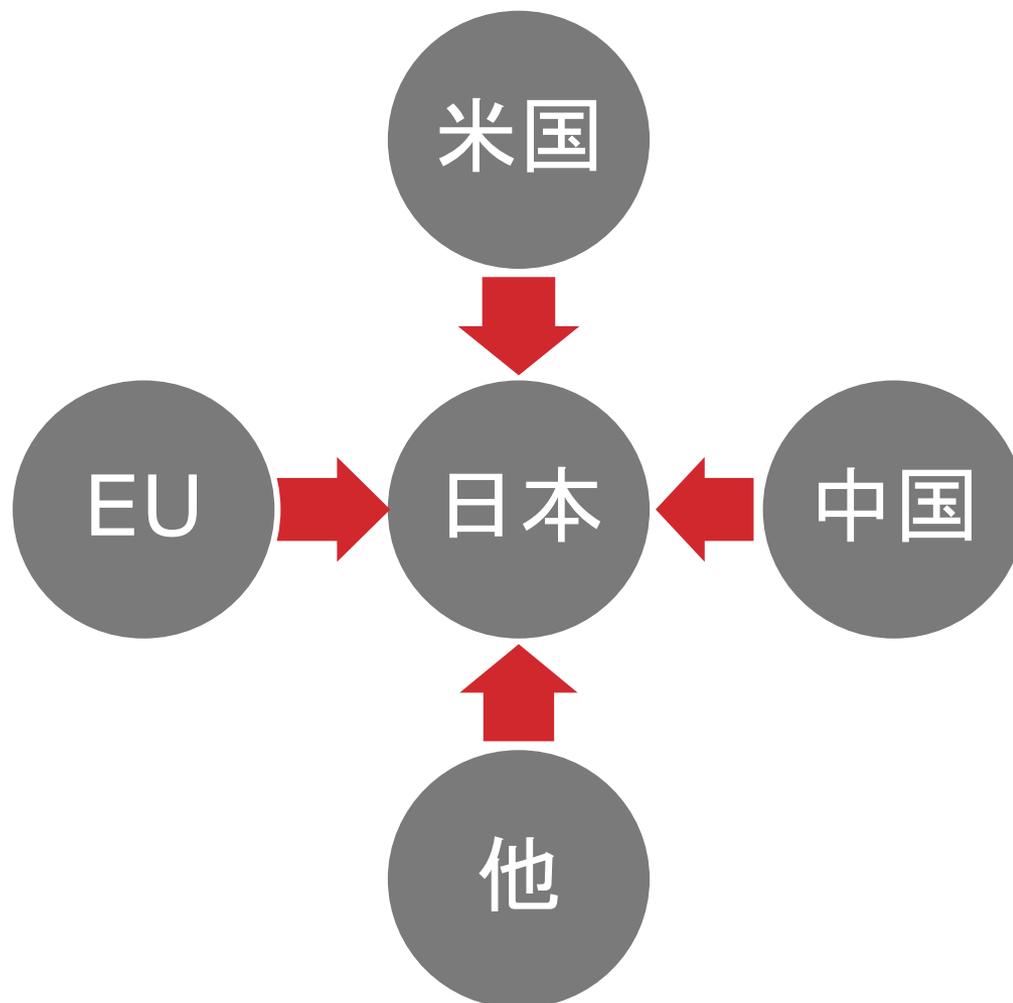


# 鎖国(ガラパゴス誘導)政策 の帰結するところは何か？

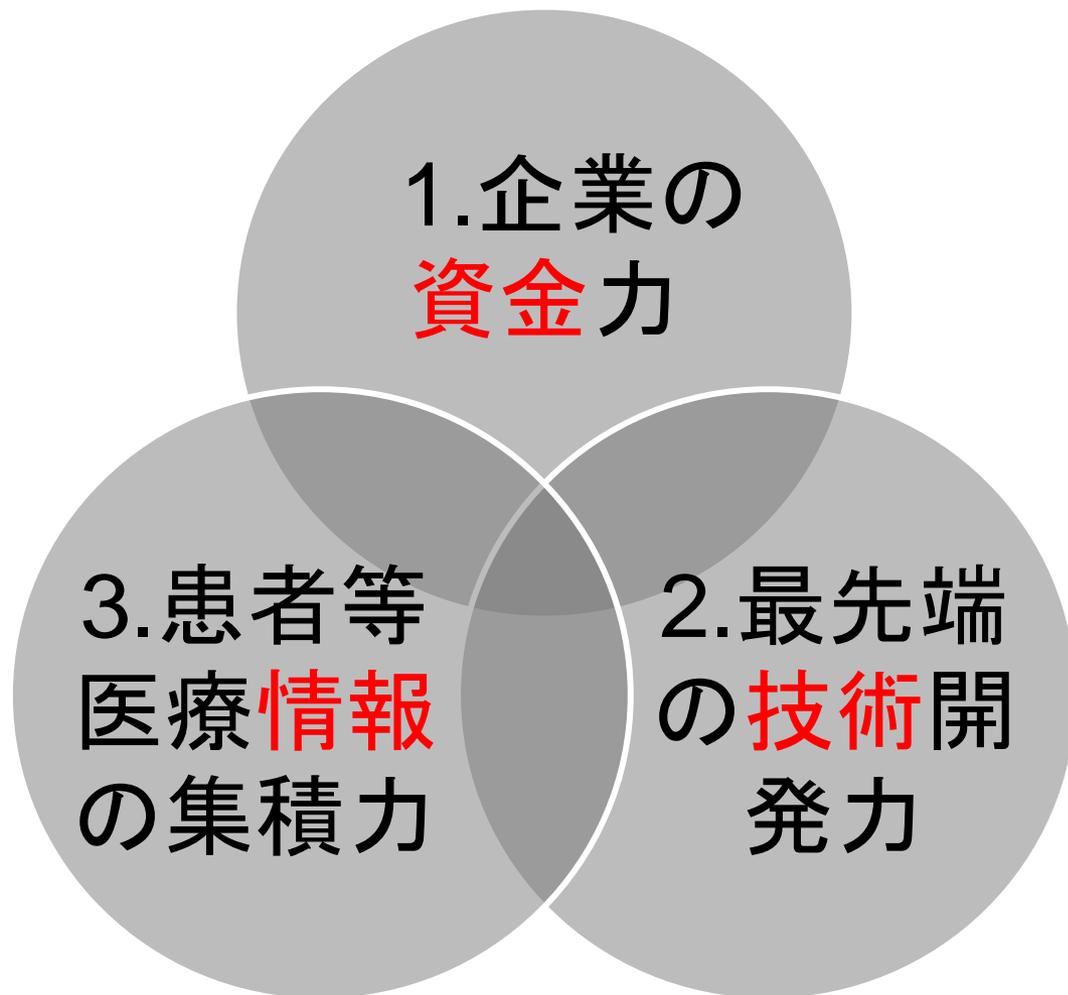


# 国際競争に勝ち抜くためには

→世界の医療情報がクロスボーダに集積可能な情報法制度



# 再生医療・遺伝子研究実用化と医療情報 保護の前提条件



# わが国の個人情報保護法制の全体構造

## 「個人情報の保護に関する法律」

### 「基本法」部分

- 第1章 総則(目的・基本理念)
- 第2章 国及び地方公共団体の責務等
- 第3章 個人情報の保護に関する施策等

\*第5章 雑則(権限又は事務の委任、政令への委任など)

### 民間部門の「一般法」部分

- 第4章 個人情報取扱事業者の義務等
- 第5章 雑則(適用除外)
- 第6章 罰則

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」

地方公共団体による「条例」  
\* 市区町村の「個人情報保護条例」  
\* 都道府県の「個人情報保護条例」

個人情報取扱事業者  
(民間企業等)  
民間部門

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体等

公的部門

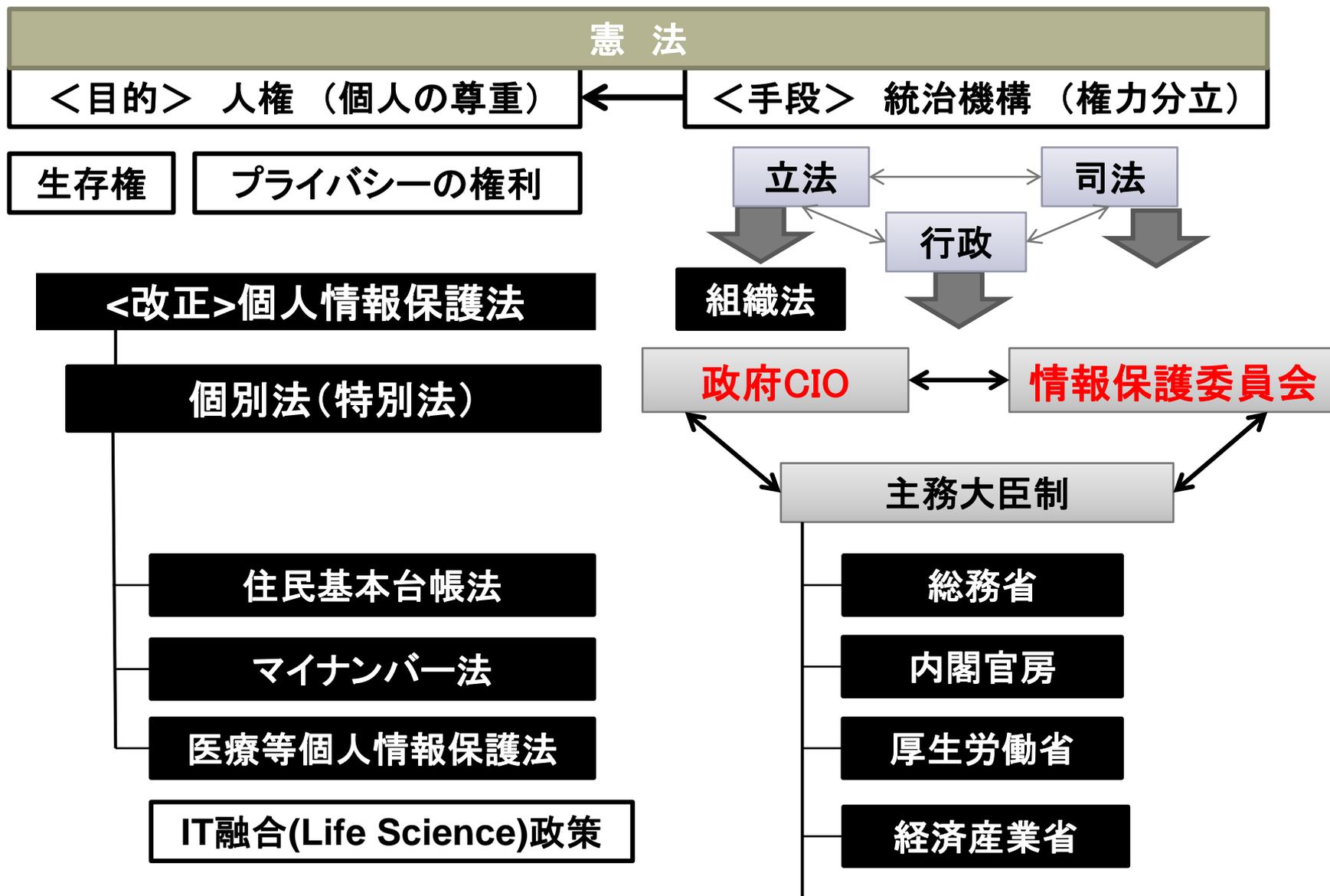
# 個人情報保護法・条例数 2000問題

## クロスボーダー時代において国内越境データ問題を放置

### 医療分野における個人情報保護法(条例)の適用例

個人情報の取扱い主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立〇〇病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
宮城県立△△病院	宮城県個人情報保護条例	宮城県
陸前高田市立□□病院	陸前高田市個人情報保護条例	陸前高田市
大船渡市立△△病院	大船渡市個人情報保護条例	大船渡市
医療福祉法人済生会	個人情報保護法	厚生労働省
鈴木内科医院	個人情報保護法	厚生労働省

# 私案：人権の具体化法と行政組織（統治機構の具体化法）



# 医療データ(ライフログ)利活用モデル

## 1. 利活用のモデル化の検討

- (1)「実名」型 ○
- (2)「仮名化」型 ×
- (3)「無名化」型 △
- (4)「**連結可能匿名化**」型 ○

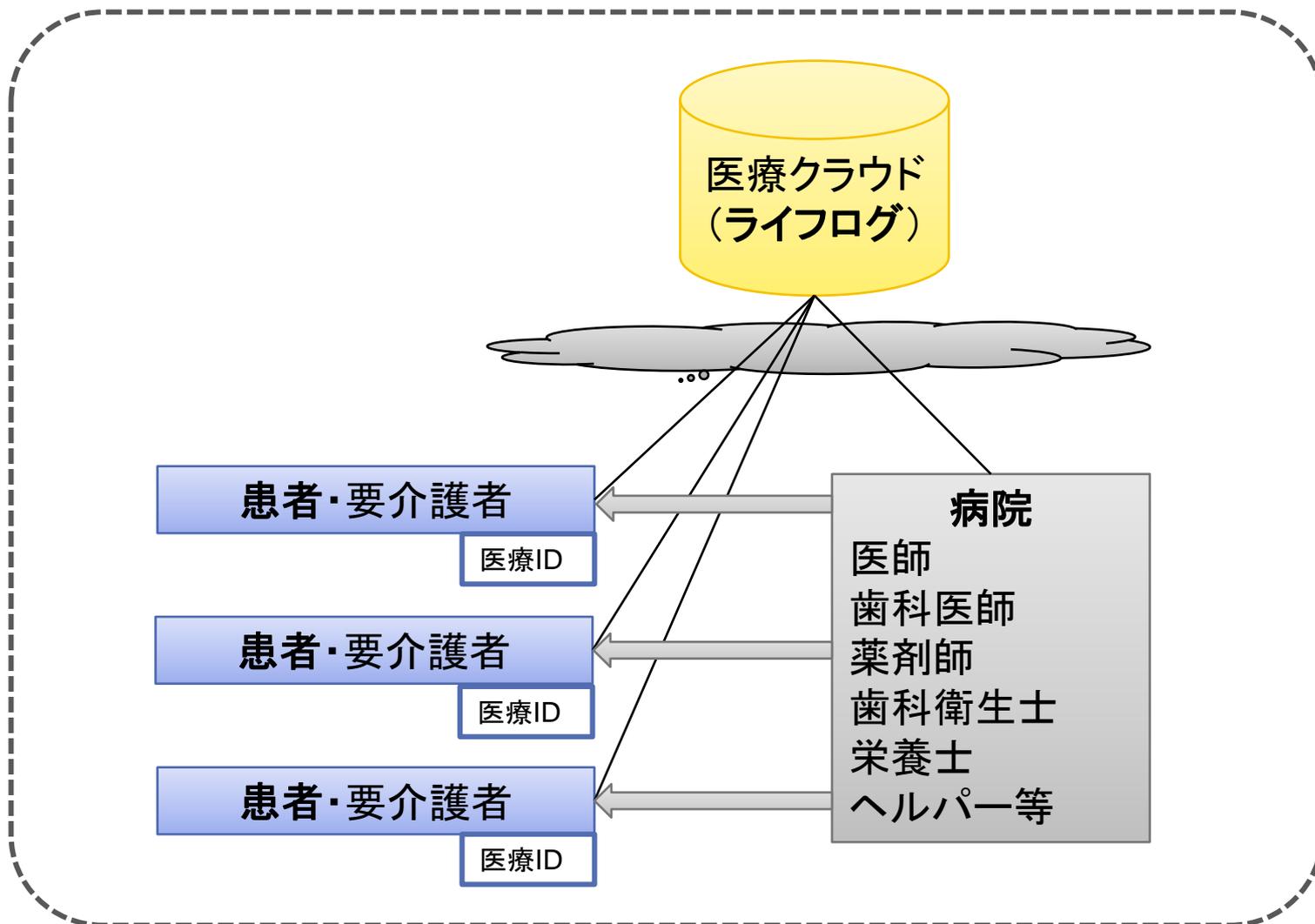
## 2. 上記モデルの実装上の課題と対応

- ①立法的課題(モデルの定義・要件・効果、  
組織・権限、手続、監査等)
- ②技術的課題(匿名化技術等の要件)
- ③運用的課題

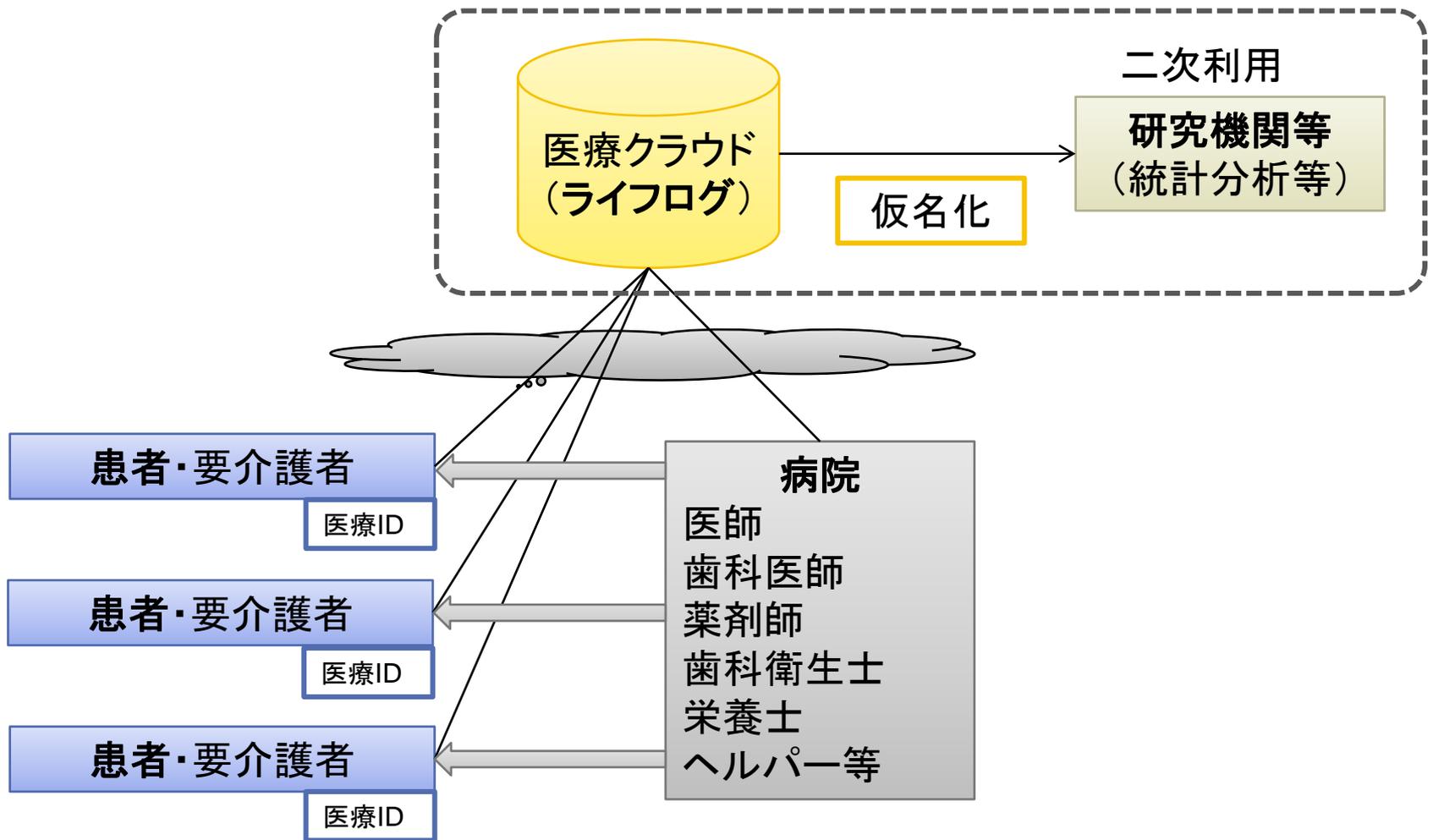
# 定義

日本語	英語
<b>識別</b> （特定個人の識別） （本人が誰か氏名等がわかること）	identify
<b>同定</b> （ある者とある者の同一性をみとめること）	identify
<b>匿名</b> （名を匿うこと、名前を隠していること）	anonymity anonymous
<b>匿名化</b> （匿名にすること、個人識別要素を除去し、個人識別できないようにすること）	anonymize
<b>連結可能匿名化</b> （＝匿名化）	linkable anonymize linkable anonymizing
<b>仮名化</b> （連結可能匿名化の一つ）	psudonimize
<b>連結不可能匿名化</b> （＝無名化）	unlinkable anonymize unlinkable anonymizing
<b>無名化</b>	de-identify

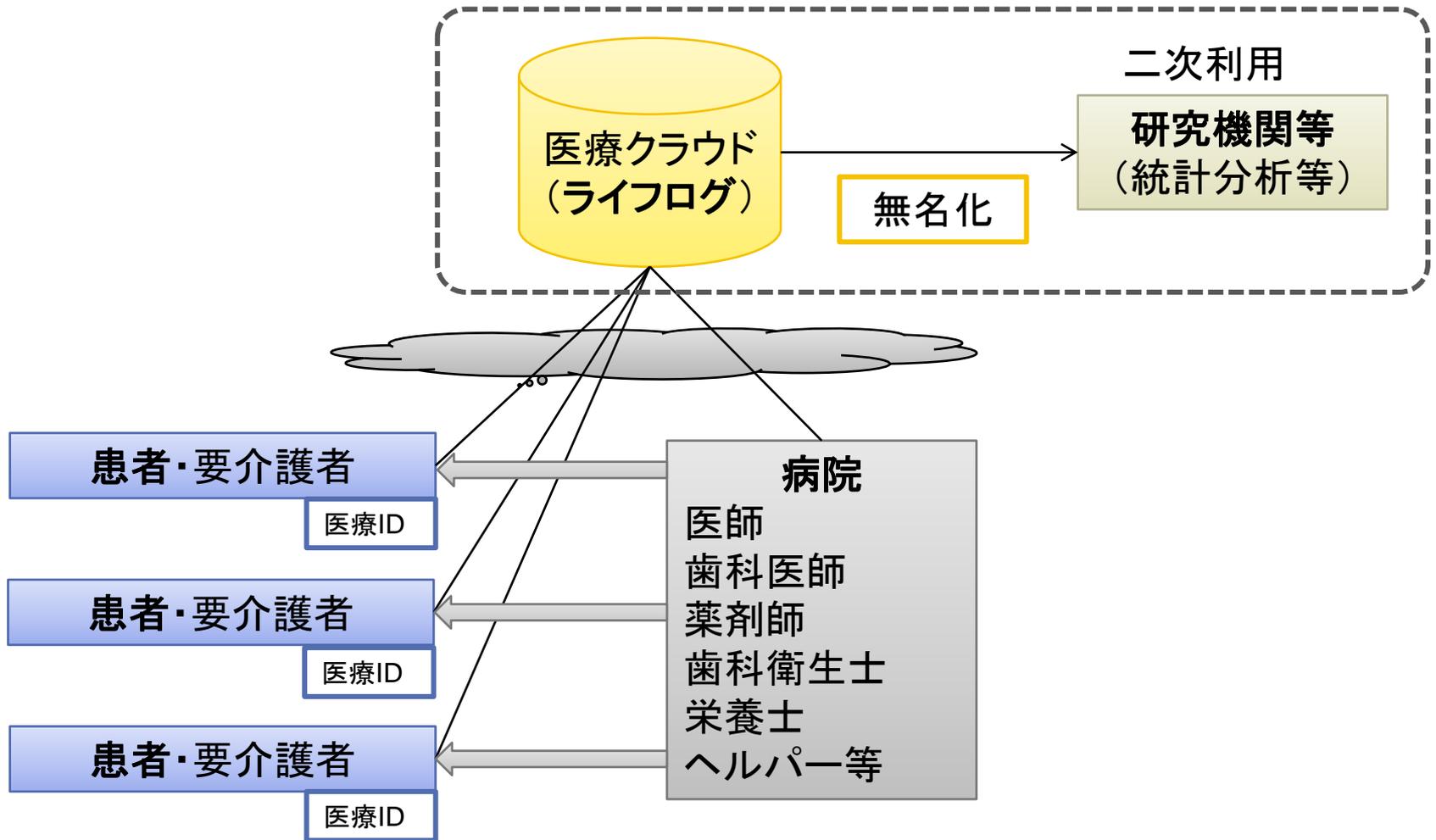
# (1)「実名」型 ○



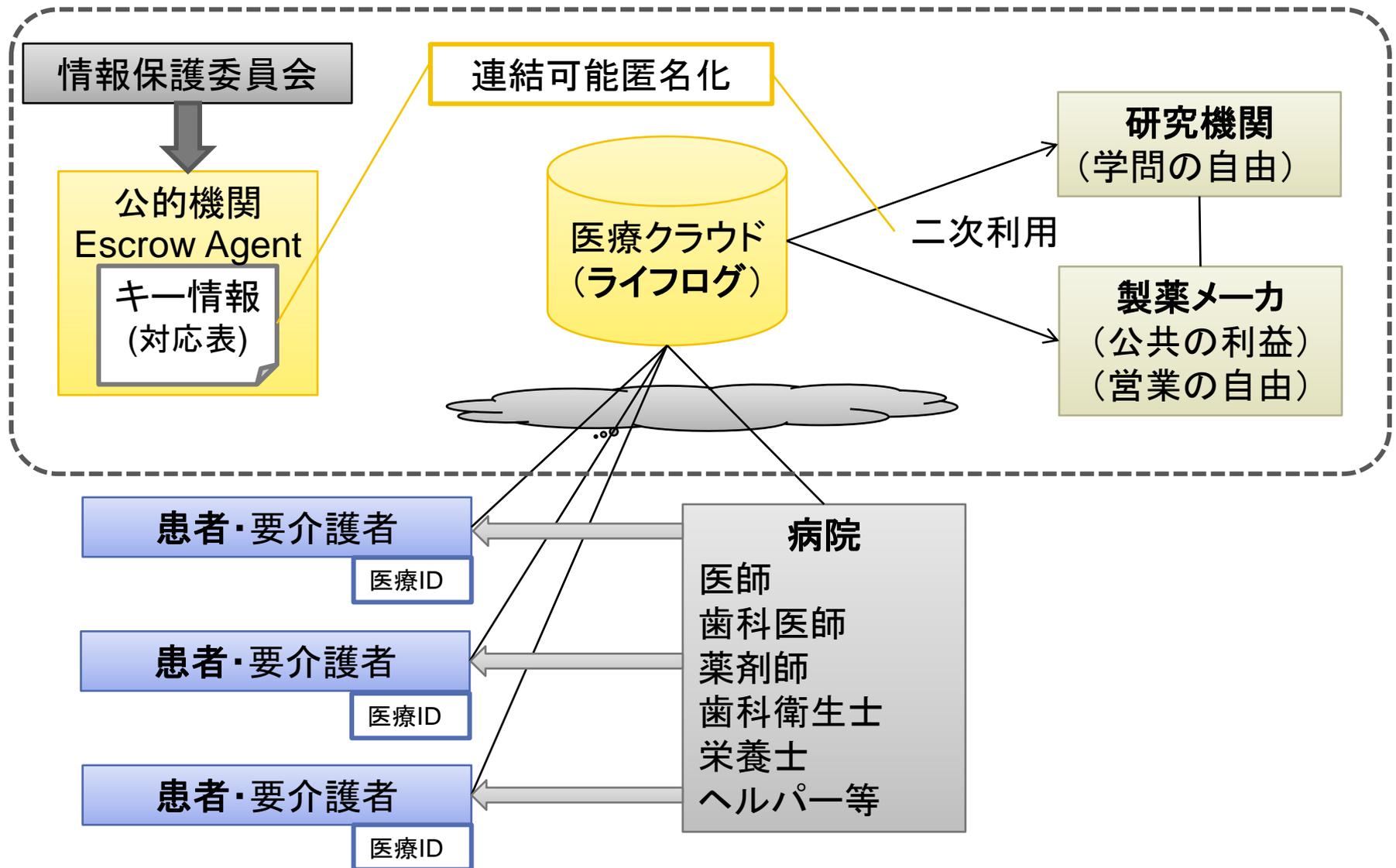
## (2)「仮名化」型 ×



### (3)「無名化」型 △



# (4)「連結可能匿名化」型 ○

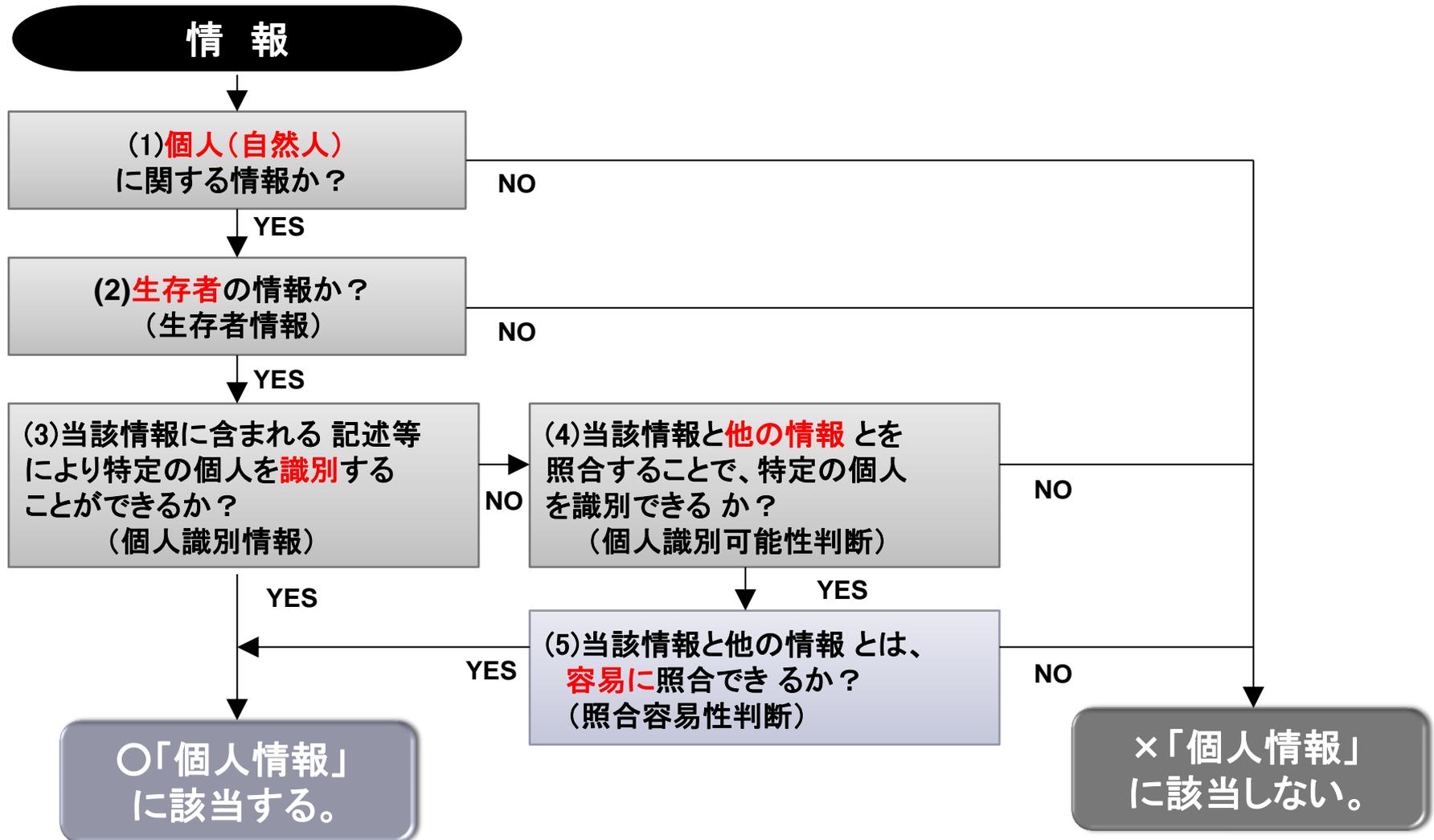


# 「連結可能匿名化」の要件

1. 権限者 (Escrow Agent) 以外の者によって特定個人が識別されないこと
  2. 権限者によって本人が正確かつ迅速に識別されること
- 
- ①同一人物に対して毎回同一識別子を生成しないこと(連結用の識別子がマイナンバーまたは医療IDの別番号として機能しないこと) Cf. 仮名化
  - ②権限者と利用者が結託できないよう設計すること
  - ③権限者は公的機関であること
  - ④権限者及び権限者の保有する医療個人情報、利用者及び利用者の保有する医療個人情報に対して事前、事後の公的チェックが入ること(情報保護委員会のPIA及び監査等)
  - ⑤禁止行為については刑罰によって担保されること

# 「個人情報」の定義

## 「個人情報取扱事業者」の場合（個人情報保護法2条1項）



# 刑事規制

**秘密漏示罪** (医師・歯科医師・  
薬剤師・看護師)

# 行政規制

**個人情報保護法の義務**

(個人情報取扱事業者)

医療カルテ

レセプト情報

その他

# 民事規制

・**債務不履行**

(医療契約-守秘義務)

・**不法行為**

(プライバシー侵害)

(医療従事者・  
医療法人)

行政規制  
医療等情報  
保護法

## 刑事規制

**秘密漏示罪** (医師・歯科医師・  
薬剤師・看護師)

## 民事規制

・**債務不履行**  
(医療契約-守秘義務)

・**不法行為**  
(プライバシー侵害)

(医療従事者・  
医療法人)

## 行政規制

**個人情報保護法の義務**

(個人情報取扱  
事業者)

**医療等  
情報**



# 医療データの流通と連係を確保するためには

	刑事 規制	民事 規整	行政 規制	データ 連係
A	○	○	○	○
B	×	○	○	×
C	○	×	○	×
D	×	○	×	×

→ 刑事法及び民事法（プライバシー権に係る情報等秘密情報の保護等）それから行政法上の取締規定（個人情報保護法等）上の義務を遵守する必要がある。

# 「個人情報」と「プライバシー権に係る情報」の関係

公開・非公開の別、センシティブ性・プライバシー性の有無、情報の価値の程度を問わない。

特定個人を識別できない情報であってもプライバシーの権利を侵害し得ることに留意すべき。

## 個人情報

・特定個人の識別情報(番号等識別子単体の情報も該当する)

個人情報の多くはプライバシー性を有する。



個人情報保護法に限らず民法(契約・不法行為)等関係法令を確認し遵守する必要あり。

## プライバシーの権利に属する情報

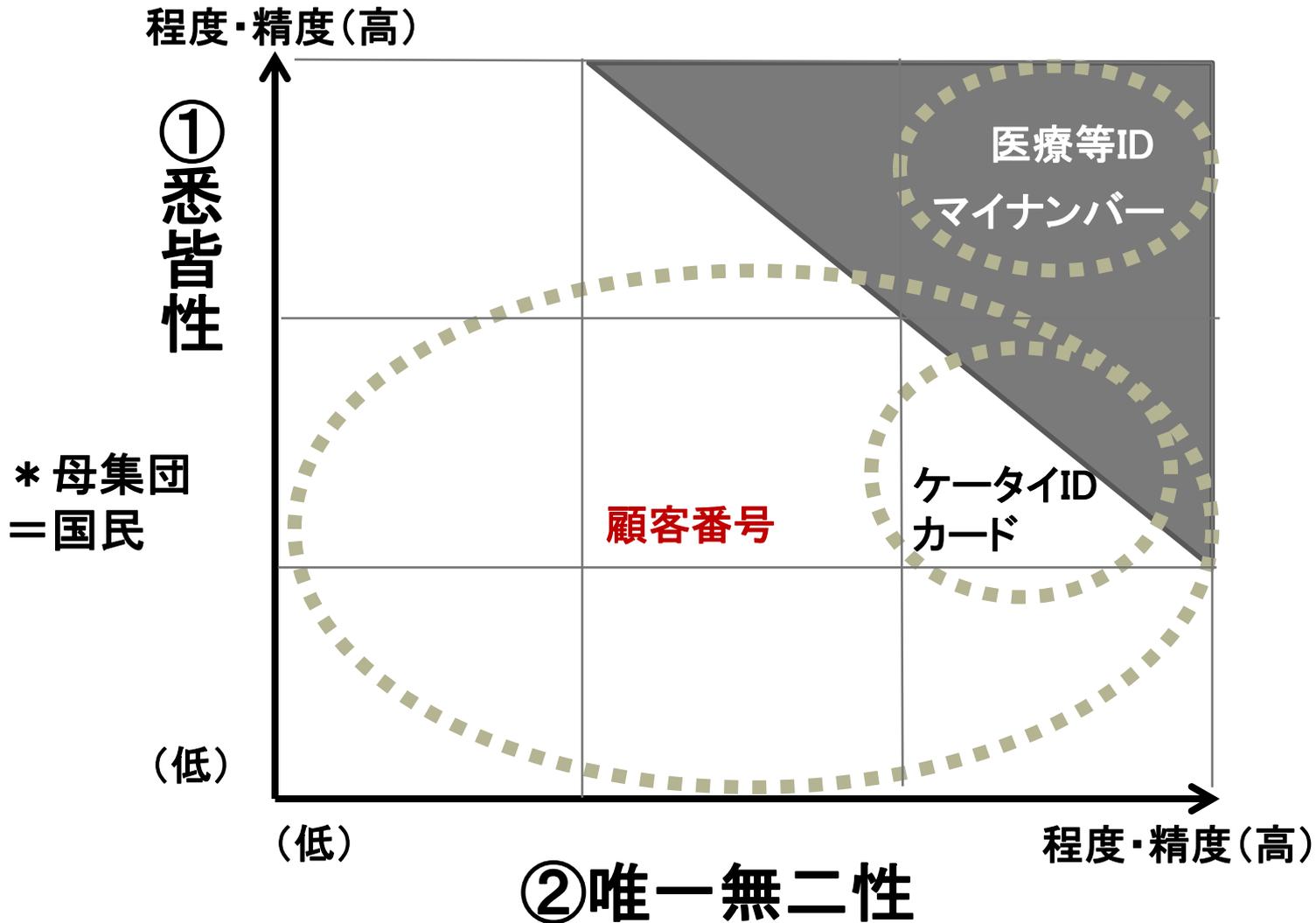
下級審判例: ①私生活上の事実情報、②非公知情報、③一般人なら公開を望まない情報

→最高裁判例: 個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由

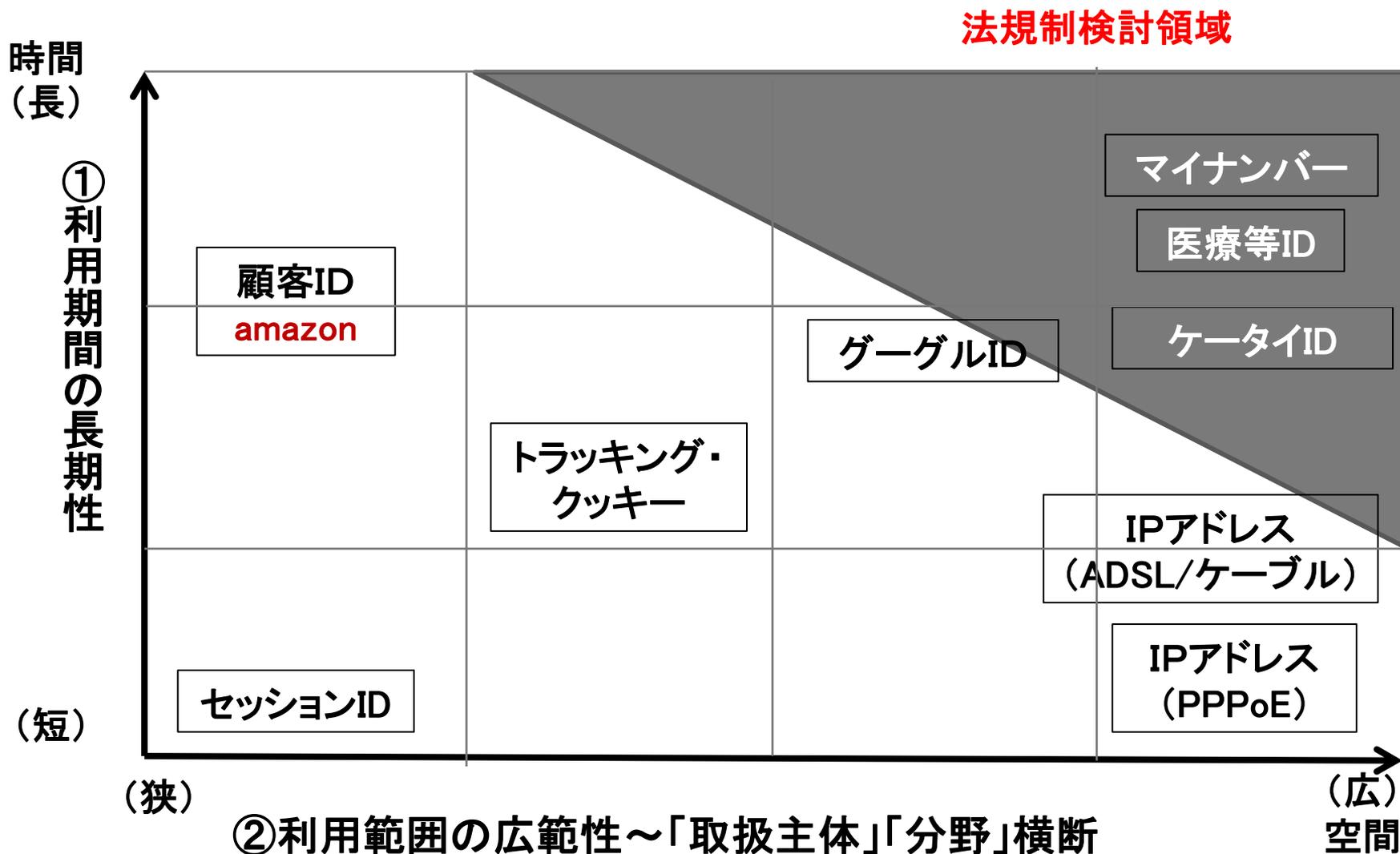
行政規制(行政庁)

民事規整(裁判所)

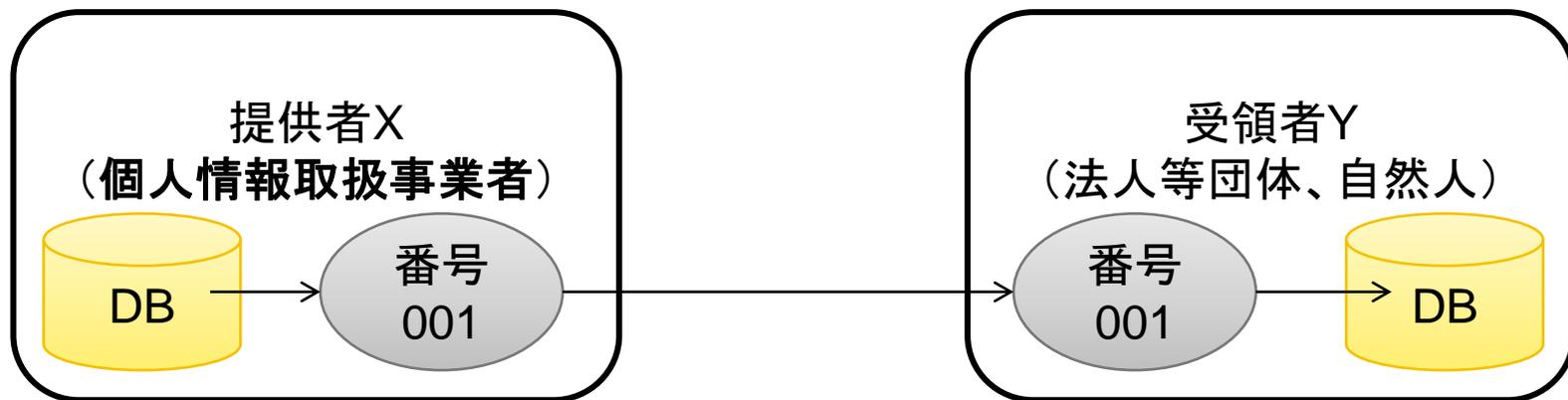
# 識別子の強度～悉皆性・唯一無二性



# 識別子の法的評価～時間軸と空間軸



# 番号(識別子)と第三者提供(23条)の適用関係



	提供者X	→	受領者Y	Xの法適用の有無
1	特定個人識別性あり ○	→個人 データ→	特定個人識別性あり ○	あり ○
2	特定個人識別性なし ×	→番号→	特定個人識別性なし ×	なし ×
3	特定個人識別性なし ×	→番号→ (識別子)	特定個人識別性あり ○	原則：なし × (例外：あり ○)
4	特定個人識別性あり ○	→個人 データ→	特定個人識別性なし ×	経産省：あり ○ 有力説：なし ×

ご静聴ありがとうございました。

明日の日本のために、

「やらねばならぬことは  
やらねばならぬものです。」

～ 新「仕の掟」より